

民事法律扶助・震災法律援助 契約弁護士・司法書士の皆様へ

自己破産申立における立替金償還免除申請について

日頃より当センターの事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

法テラスにおける免除制度のうち、生活保護に準じる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められる被援助者で、援助事件が自己破産事件の場合、自己破産事件の免責決定から2か月以内の立替金の償還免除申請であれば、以下の(1)から(3)を疎明資料とすることができます。通常の準生活保護免除申請は、収入の資料など多くの疎明資料をご提出いただきますが、自己破産事件の場合には、このように被援助者にとって比較的負担の少ない申請となっておりますので、被援助者が免除申請を希望する場合には、ご協力のほどよろしくお願いいたします(対象者の基準は裏面)。

- (1) 償還免除及び猶予申請書
- (2) 免除に関する確認票(破産事件特例用)
- (3) 破産事件の記録
 - ア 破産申立書一式(表紙、資産目録、陳述書、家計収支一覧表等を含む)
 - イ 免責許可決定正本の写し

【留意事項】

- ・立替金の償還免除申請は、償還免除に関する各要件を満たし、かつ、被援助者が償還免除を希望する場合につき、被援助者からの申請に基づいて手続きがなされるものです。償還免除の申請に当たっては被援助者の意思をよくご確認の上でご申請ください。
- ・立替金の償還免除に当たっては、立替金額が確定することを要しますので、援助継続中の場合や関連事件の申込みがある場合に申請することはできません。
- ・立替金の償還免除申請がなされても、償還免除の決定を約束するものではありません。

生活保護に準じる基準や申請の書式などは、法テラスHPにてご確認ください。
トップページ>法専門家の方へ>民事法律扶助>償還免除申請関係

【対象者の基準】

(生活保護に準じる程度に生計が困難とは)

- (1) 被援助者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう。）にその配偶者の収入を加算した額が、援助開始時の審査に使用する資力基準の70パーセント以下であること（詳しくは法テラスHP）。

※世帯人数ごとの目安：別途家賃などの控除あり

1人	127,400円以下
2人	175,700円以下

3人	190,400円以下
4人	209,300円以下

- (2) 被援助者及びその配偶者が保有する不動産、預貯金その他の資産について、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情があること。

(資力回復困難要件)

被援助者が「将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき」には、特段の事情がない限り、被援助者に次の各号に掲げる事由が認められる場合を含むものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 重度又は中度の障害のある者として以下のいずれかに該当する者
 - ア. 国民年金法による障害基礎年金の支給を受けている者
 - イ. 厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けている者
 - ウ. 労働者災害補償保険法による障害保障給付を受けた者のうち、その対象となった身体障害の障害等級が1級ないし7級に該当する者
 - エ. 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし4級と記載されている者
 - オ. 精神障害者福祉手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし2級と記載されている者
- (3) 前号の障害のある者を扶養している者
- (4) 疾病により長期の療養を要するため、現に収入を得ておらず、かつ、今後1年程度の間、労務に服することが見込めない者
- (5) 前各号に準ずる事由により、今後1ないし2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい者